

相続税の基礎控除

H27年1月1日以後の相続または遺贈から
相続税の基礎控除額が引き下げられます。

《改正前》 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

《改正後》 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

例えば、正味の遺産額1億円・相続人 妻1人 子供2人の場合

《改正前》 基礎控除額 8000万円
相続税額 200万円

《改正後》 基礎控除額 4800万円
相続税額 630万円

《増税額》 430万円！！

* 配偶者控除・小規模宅地の特例等の適用は考慮していません。